

事 務 連 絡
平成20年 8 月 1 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(フィリピン産マンゴー)

標記については、平成20年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、下記の検査命令免除輸出業者が輸出した生鮮マンゴーから基準値を超えるクロルピリホスが検出されたことから、同事務連絡の別添1の2の別表16から当該業者を削除し、別紙のとおりとします。御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

Starlanes Philippines, Inc.

<違反事例>

品 名：生鮮マンゴー
輸 入 者：株式会社 ダイアモンドスター
輸 出 者：Starlanes Philippines, Inc.
届出数量及び重量：173 C/T、865 kg
検査結果：クロルピリホス 0.20ppm（基準値：0.05ppm）
届 出 先：関西空港検疫所